

平成27年度 第1回総合教育会議 議事録

総務課長 定刻となりましたので、ただいまから、平成27年度第1回総合教育会議を開催いたします。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、教育委員会総務課長の大藤と申します。本日の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本会議は、平成27年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律いわゆる「地教行法」の一部を改正する法律におきまして、首長と教育委員会の意見調整の場として設定することを義務付けられたことに伴い開催の運びとなりました。

本日が、その初回ということで、白紙からのスタートとなるため、本日の会議において、構成員のご確認や今後の議題等を含めた会の進め方につきまして、同意をお願いしたいと考えております。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料のご確認をお願いします。

- ①委員名簿と事務局(案)
- ②要綱(案)
- ③地教行法改正パンフレット
- ④地教行法新旧対照表

以上、4種類でございます。でございますでしょうか。

それでは、ここでご出席者のご紹介をさせていただきます。

朝長佐世保市長です。

教育委員会から、久田教育委員長です。

深町委員長職務代理者です。

合田教育委員です。

内海教育委員です。

永元教育長です。

それでは、ここで会の主宰者であります、朝長市長よりご挨拶をいただきたいと思います。

朝長市長

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。

本日は、第1回総合教育会議ということで、国の法律の一部改正によって、新たに立ち上げることとなった会議でございます。

これまで、教育委員会の皆様におかれましては、執行機関として教育に係る諸問題を真正面から受け止め、対応にご苦労いただいていたところですが、他自治体等で教育委員会の対応と市民感覚のズレがクローズアップされましたことを契機に、こうした意見調整の場というものができました。

幸い本市におきましては、このような会議を催す前から年に1回ではありますが、意見交換を実施するなど、意思の疎通は十分できていると自負しているところではあります。決まりということでもございますし、公の場でという広く開かれた会議の場も一定必要なのではないかと思いますので、折角の機会を有意義なものにできればと思っております。

本日は、まず会の立ち上げに必要な事項を決定するということが、その趣旨のようでございます。

よりよい会議の開催に向け、皆様の忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

総務課長

それでは、ここから議事に入らせていただきます。

ご説明を、私の方からさせていただきます。委員の合意につきましては、市長の進行でお諮りさせていただきたいと思っております。

議題1「構成員及び事務局（案）」についてでございます。

資料①をご覧ください。

まず、委員ですが、改正地教法第1条の4第2項の規定により総合教育会議の構成員は、「地方公共団体の長」と「教育委員会」と定められておりますので、朝長市長と教育委員5名が委員となります。

次に、事務局ですが、総合教育会議の招集は首長が行うという規定が改正地教法第1条の4第3項に定められていることから、市長部局に置くことが原則とされておりますが、各自治体の実情に応じ、教育委員会に委任又は補助執行させることも可能となっております。具体的な事務や今後作成していかなければならない大綱といったことを思料いたしますと、教育委員会が有する多くの情報を資料等として活用していかなければならないといったことも想定されますことから、佐世保市においては教育委員会が補助執行という形で事務局を担う方が円滑な事務及び議事進行という点で有利なのではないかという事務レベルでの協議調整を行っております。

ちなみに補助執行とは、権限は市長部局に置いたまま、必要な事務の執行等を代理で行わせるというもので、委任が権限まですべて執行機関に降ろすという点

で相違がございます。つきましては、本市の事務局のあり方と致しましては、教育委員会事務局総務課を主に、総務部総務課を副にといった形で今後運営に携わってまいりたいと考えております。

朝長市長 はい。ありがとうございました。

提案としては、2点ありました。まず、構成員については、地教行法に定められているということ、それから、事務局を市長部局という原則通りではなく、教育委員会事務局へ補助執行という形で代理していただくということでした。

委員の皆様この2点に関して、ご同意いただけますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。それでは、事務局を正式に教育委員会事務局に置くということで、今後の事務を進めていただきたいと思います。

では、次の議題について、事務局からご説明をお願いします。

総務課長 ご承認ありがとうございました。次に、議題2として要綱案をお示ししております。資料2をご覧ください。

第9条までである要綱案です。第1条に目的を記載しております。第2条及び第3条は、先ほどの議案1でご説明した委員の構成員と会議の招集に関するもので、それぞれ地教行法第1条の4第2項から第4項までにきていさされております。第4項が、総合教育会議で協議の対象となる事項でございます。

(1) 大綱の策定及び変更に関する事項 (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項 (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項 (4) その他市長が会議に諮ることが必要と認めた事項このうち、少し具体的な例を挙げる必要があるものとして、(2)と(3)になろうかと思えます。

(2) に関してましては、○学校の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策などで、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項○幼児教育、保育のあり方やその連携、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項といったものが想定されるものです。

(3) に関しましては、○「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合」の例として、いじめ問題等により児童生徒の自殺が発生した場合や通学路で交通事故死が発生した後の再

発防止を行う必要がある場合など、○それから「等の緊急の場合」の例として、災害の発生により、校舎の倒壊などの被害が生じて防災担当部局と連携する場合、避難先での児童生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉部局と連携する必要がある場合、犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合などが想定されております。

第5条は意見聴取のためオブザーバーを入れることができる 規定、第6条は会議の公開、非公開について、第7条は議事録の作成と公表、第8条に事務局の場所、第9条がその他事項という構成です。

朝長市長 はい。ありがとうございました。

議題1にも少し絡む要綱案でしたが、特に第4条協議事項というところで4つの項目が定められ、具体的な例も示してもらったところですが、協議事項については、ケースバイケースとなることも想定されるところであります。基本をここに置きながらも、生じた具体的事案を共有するべきかどうかという視点に立って、柔軟に会を開催し、活発な意見を交わしていければと思っております。

議題2に関して、委員の皆様から特にご指摘や要望はございませんか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。それでは、事務局には、この要綱案に基づき今後の会の運営をお願いしたいと思います。

議題については、これで終了ということになりますが、他に事務局からご連絡等があればお願いします。

総務課長 はい、事務局からの連絡事項と致しまして、今後の議題とスケジュールをお知らせいたします。まず、議題の中にも「大綱」という言葉が出てきておりましたが、本年度中に大綱を作成する必要があるがございます。つきましては、これをご審議いただくため夏頃（8月頃）を目途に第2回総合教育会議を開催させていただきたいと考えておりますので、日程調整等ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。それから、毎年10月～11月に開催しておりました市長との意見交換を本年度も同時期に開催させていただきたいと考えておりますが、丁度次年度予算の策定時期でもございますので、第3回総合教育会議として予算要求をテーマに開催を予定させていただきたいと思っております。以上、今年度は、本会を含め3回程度、会議を開催することを目標とさせていただきます。

連絡事項は、以上です。

朝長市長

はい、ありがとうございました。

本年度3回開催を目途とするという連絡でした。

委員の皆様におかれましては、何かとお忙しいところではございますが、ご協力の程よろしく申し上げます。

では、以上をもちまして、第1回の総合教育会議を終了いたします。

ありがとうございました。